

高知県公立大学法人第 2 期中期目標（H29-34）策定に向けた方針案

1 第 1 期中期目標期間終了時における検討（地方独立行政法人法第 3 1 条関係）

（1）これまでの取組の評価

第 1 期中期目標期間（H23～H28）のこれまでの各年度における評価の結果は資料 3 のとおりである。特に評価できる事項としては下記のような取組等が挙げられ、業務全般の進捗状況は目標達成に向け概ね順調に推移しており、今後も業務を継続していく必要がある。（高知工科大学は H27 に統合前の「公立大学法人高知工科大学」として第一期中期目標期間の評価を受けている。）

【特に評価できる事項】

（高知県立大学）

- ・科学研究費補助金について毎年高い採択率で推移
- ・国内初となる国公私立 5 大学による共同教育課程（5 年一貫博士課程）の開講
- ・域学共生や立志社中プロジェクトなど地域に密着した取組を実施

（高知短期大学）

- ・地域と連携した公開講座等を企画・実施

（共通）

- ・全国初となる公立大学法人の統合（H27.4.1）

（参考：高知工科大学 H21～H26）

- ・教育組織の改組や新設など、大学改革の推進
- ・グローバル化の推進
- ・博士研究員（ポスドク）制度などの導入による若手研究者の採用・育成
- ・県内産学官民連携による共同研究や各自治体の防災計画立案への寄与
- ・省エネルギー対策の推進

（2）今後の方向性

公立大学は、地域社会における知の拠点として、高等教育の提供はもとより、地域における社会・経済・文化への貢献が期待されている。また、産業振興の取組をはじめ、健康長寿県づくり、中山間地域対策、南海トラフ地震対策など、地域における課題解決や活性化に向け、求められる機能・役割はますます大きくなっている。

このため、これまでの業務の継続にとどまることなく、社会の変化や県民のニーズを踏まえ、大学の機能強化を図り、明確な目標を定め、業務運営を行う必要がある。

また、平成 27 年 4 月の法人統合の効果が十分に発揮されるよう、大学間の連携・協働した取組を進めるとともに、これまで以上に効率的・効果的な組織運営を行っていく必要がある。

（3）評価の際の課題

中期目標に基づいて作成される中期計画・年度計画の項目数が多く、重複した項目も散見されることから、重視すべき項目の絞り込みが必要である。

大学によって実績報告書の書き方や自己評価の基準に差があることから、可能な限り明確な中期計画・年度計画を定め、その達成状況に応じた評価とすることが必要である。

2 第2期中期目標策定に向けた視点

第2期中期目標・中期計画の策定に当たっては、前記1を踏まえ、次の視点（ポイント）を重視して策定する。

- ①地域に開かれた知の拠点として教育研究を行い、その成果を社会に還元する
- ②県民の期待に応える魅力的な大学づくり（地域協働の推進、学び直し機能の強化など）
- ③県の施策との連携（産学官民連携の推進、地方創生の推進、若者の地方定着など）
- ④法人統合の効果・メリットを最大限活かす（ガバナンス改革、経営基盤の強化など）
- ⑤これまでの各年度の評価における、課題への対応（計画項目の重点化など）

<第2期中期目標の記載内容（案）>

第1 基本組織

- ・中期目標を達成するために必要な教育研究上の基本組織

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

- ・入学者受入方針、教育課程編成方針、成績評価・学位授与方針の3ポリシー
- ・教育課程の内外を通じた「キャリア教育」の充実
- ・グローバル化に対応した教育環境づくり
- ・イノベーション創出のための教育研究環境づくり
- ・大学連携による質の高い教育研究の実施
- ・地域協働や産学官民連携の推進
- ・社会人教育の充実や生涯学習機能の強化
- ・学生の生活支援・就職活動支援・課外活動支援
- ・学生の受入れや県内定着の促進

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- ・理事長、学長を中心とする運営体制の更なる強化（ガバナンスの充実・強化）
- ・法人経営の基盤強化
- ・法人統合のメリットを最大限に活かすための効果的・効率的な組織の見直し
- ・人材育成の強化

第4 財務内容の改善に関する目標

- ・予算の効率的かつ適正な執行
- ・競争的研究資金等の受入れ

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

- ・学校教育法に基づく認証評価への対応
- ・県民に対する説明責任（情報公開）

第6 その他業務運営に関する重要事項

- ・良好な教育研究環境を確保するための活動
- ・施設及び設備の有効活用
- ・社会的責任を果たす観点からの人権尊重及び法令遵守

【参 考】

（中期目標の期間の終了時の検討）

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。